

株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
宝ホールディングス株式会社
取締役社長 柿 本 敏 男

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第102期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 買収防衛策の継続にあたり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合の対抗措置の決定を当社取締役会に委任する件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.takara.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長く続いた円高局面からの転換や、株式市場の復調などにより、景気回復への期待感が高まってきております。しかし、依然としてデフレ傾向は続いており、個人消費の回復も限定的であります。また欧州金融危機は小康状態にあるものの、不安定な為替動向や新興国の成長率の鈍化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなかで、当社グループでは、長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」の実現へ向け、「国内での安定成長を実現するとともに、海外で大きく成長するための事業基盤を拡大する」ことを基本方針とする「TaKaRaグループ中期経営計画2013」のもと、変化に強いバランスのとれた事業構造を構築することで、さらなるグループ企業価値の向上を目指してまいりました。

事業セグメント別の状況ならびに損益の状況は次のとおりであります。

#### ① セグメント別の状況

##### (宝酒造グループ)

当社グループの主たる事業である酒類・食品業界は、飲酒人口の減少や消費者の嗜好の多様化に加え、近年の規制緩和に端を発した流通市場の再編などもあり、販売競争はますます激化しております。さらに、雇用状況や所得水準の回復も不透明ななか、消費マインドは依然として盛り上がりず、低価格商品へのシフトなどもあり、高騰する原材料価格を製品価格に転嫁しにくい、非常に難しい状況が続いております。さらに、年末以降の急激な円安への反転は、輸入原材料の価格をさらに押し上げることが予想されます。

このような状況のなか、当社グループでは消費者の皆様へ安全で良質な製品を提供することを第一に考え、豊富な品揃えと、確かな技術力により差異化された高品質商品によるブランドの育成に努めました。

また、常にお客様の視点に立った製品開発に努め、革新的な技術力に裏打ちされた新製品による、新しい飲酒文化の提案を続けております。

当セグメントの製品別売上状況などは次のとおりであります。

## 〔酒類〕

### 焼酎

本格焼酎では「黒よかいち」に加え、昨年3月に新発売した「琥珀のよかいち」が好調に推移したため、芋100%焼酎「一刻者（いっこもん）」やその他の本格焼酎の減少があったものの、本格焼酎全体の売上は増加いたしました。

甲類焼酎では、「純」「JAPAN」などのニュータイプ焼酎の売上が引き続き減少したことに加え、飲用甲類焼酎も減少したため、甲類焼酎全体では売上は大きく減少いたしました。

以上の結果、焼酎全体の売上高は前期比96.0%の70,499百万円となりました。

### 清酒

国内清酒市場は年々消費量が減少する厳しい状況となっておりますが、宝酒造株式会社では、清酒の復権に向けて常に新しい試みを実践しております。独自の二段酵母仕込によってコクとキレを同時に実現し、その味わいに好評を博している松竹梅「天」は、収納しやすく捨てやすい「エコパウチ」が売上を伸ばしました。また、“松竹梅白壁蔵「霽」スパークリング清酒”は、ほどよい酸味とほんのり甘い味わい、爽やかな泡立ちが楽しめる新感覚の清酒として認知され、国内のみならず海外でも好評を博しております。

これらに加え、業務用専売の松竹梅「豪快」の好調もあり、宝酒造株式会社では清酒カテゴリー2期連続の増収となりました。

また、海外でもTAKARA SAKE USA INC.（米国）、宝酒造食品有限公司（中国）ともに順調に売上を伸ばしました。

以上の結果、清酒全体の売上高は前期比103.7%の21,737百万円となりました。

### ソフトアルコール飲料

ソフトアルコール飲料でも当社独自の技術により、これまでにないジュレ感を実現した新感覚のリキュール「果莉那-Carina-」を本年3月新発売いたしました。とろっとした口当たりと程よい果実の甘さが特長であり、壘を振ってジュレ状にお酒をくずすという新しい体験も好評で、好調な滑り出しを見せております。また、往年のファンには懐かしく、若い世代には新しい「すりおろし」シリーズも、本年3月、果実入りのすりおろしたような果汁感とすっきりとした甘さで、生まれ変わっての新登場となりました。

ドライ系チューハイでは、ドライな味わいと飲みごたえが好評な「焼酎ハイボール」が前期に引き続き大きく売上を伸ばし、ソフトアルコール飲料全体を牽引しております。

一方、果実を直搾りしたストレート混濁果汁のチューハイ「直搾り」は、前年の震災による特殊要因の反動もあり大きく減少いたしました。

以上の結果、新製品の寄与はありましたものの、ソフトアルコール飲料の売上高は前期比96.9%の25,888百万円となりました。

### 【その他酒類】

国内ではハイボールブームにより国産ウイスキーの売上が好調でしたが、海外でも、AGE INTERNATIONAL, INC.（米国）がバーボンウイスキーの売上を、THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD（英国）がスコッチウイスキーの売上をそれぞれ伸ばしましたので、その他酒類の売上高は前期比102.5%の11,046百万円となりました。

以上の結果、酒類合計の売上高は前期比97.9%の129,171百万円となりました。

### 【調味料】

宝酒造株式会社では、前期に引き続き、家庭用、業務用に加え、今後ますます伸長が予想される加工・惣菜メーカーへの積極的対応を図りました。家庭用では“タカラ本みりん「醇良」エコパウチ”の投入や、「料理のための清酒」の食塩ゼロ訴求を通じて品質へのこだわりを徹底いたしました。また、加工・惣菜メーカー向けでは、ユーザーの視点に立ち、ユーザーの課題に対応するべく商品の開発をいたしました。その結果、みりんの逡減傾向は変わらないものの、料理清酒や食品調味料は好調に推移し、調味料の売上は増加いたしました。

海外でも、中国では食品加工業向け需要の回復傾向が続き、米国も合わせ好調に推移いたしましたので、売上は増加いたしました。

以上の結果、調味料全体の売上高は前期比101.1%の22,383百万円となりました。

### 【原料用アルコール等】

原料である粗留アルコール価格の高騰が続くなか、難しい価格政策、販売戦略を強いられましたが、工業用アルコールが伸長したことと、粘り強く価格改定を実施したことにより、原料用アルコール等の売上高は前期比106.3%の6,922百万円となりました。

### 【物流】

物流事業では外部売上の増加に加え、積極的に周辺分野への多角化に取り組んだことと、昨年4月、新たに連結子会社としました工学エンジニアリング株式会社の売上が加わったことにより、その売上高は前期比133.8%の12,162百万円となりました。

### 【その他】

その他では、FOODEX S. A. S.（仏国）の日本食材卸事業に係る売上が、円高ユーロ安にも関わらず円貨でも大幅に増加したため、売上高は前期比108.2%

の6,306百万円となりました。

以上の結果、宝酒造グループ全体の売上高は、主力の酒類の減少にも関わらず、工学エンジニアリング株式会社の新規加入を含む物流の増加などにより、前期比100.8%の176,946百万円となりました。

### (タカラバイオグループ)

タカラバイオグループでは長年培われたバイオテクノロジーを活用し、遺伝子工学研究事業、遺伝子医療事業、医食品バイオ事業の3つの領域に経営資源を集中し、業績の向上に努めました。

#### 遺伝子工学研究事業

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりを見せるなか、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開する当事業をコアビジネスと位置づけております。

当事業の品目別売上状況は、主力製品である研究用試薬は円高の影響を受けたものの、前期比で増加いたしました。理化学機器は、質量分析装置等の売上が減少し、前期比で減少いたしました。また、研究受託サービス等の売上は、前期比で増加いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は前期比104.3%の16,997百万円と増収となりました。

#### 遺伝子医療事業

当事業では、最近の急速な細胞生物学の進歩によって基礎研究と臨床応用の距離がますます短くなり、再生医療の実用化が急速に進むなかで、細胞医療用培地・バッグの販売や、がん免疫細胞療法を実施する医療機関への技術支援サービス事業等を展開しております。これらに加え、高効率遺伝子導入技術レトロネクチン法、高効率リンパ球増殖技術であるレトロネクチン拡大培養法およびRNA分解酵素等の自社技術を利用した、がんとエイズの遺伝子治療・細胞医療の早期商業化にも注力しております。

当事業の売上高は、細胞医療用培地・バッグの売上が好調に推移し、前期比147.2%の1,240百万円と大幅な増収となりました。

#### 医食品バイオ事業

当事業では、食から医という「医食同源」のコンセプトに基づき、独自の先端バイオテクノロジーを駆使して日本人が古来常食してきた食物の科学的根拠を明確にした機能性食品素材の開発、製造および販売を行っており、ガゴメ昆布フコイダン関連製品、寒天由来アガロオリゴ糖関連製品、明日葉カルコン関連製品およびキノコ関連製品等を中心に事業を展開しております。

当事業の売上高は、健康食品およびキノコ関連製品の売上がいずれも前期比で減少いたしましたので、前期比95.5%の2,326百万円と減収となりました。

以上の結果、タカラバイオグループの売上高は前期比105.0%の20,564百万円となりました。

#### (宝ヘルスケア)

宝ヘルスケアでは、タカラバイオ株式会社の技術を生かした健康食品における通信販売網の構築を最優先の課題として売上拡大を図り、早期の黒字化を目指しております。当期は、フコイダンを中心とするヘルスケア事業は若干の増収となりましたが、茶飲料PB供給事業の終了により、売上高は前期比85.9%の2,008百万円となりました。

#### (その他)

その他のセグメントは印刷事業などの機能会社グループであり、売上高は前期比96.6%の7,443百万円となりました。

以上の全セグメントの合計売上高206,963百万円からセグメント間売上等を消去調整した連結売上高は前期比101.2%の200,989百万円となりました。

### ② 損益の状況

以上のとおり、連結売上高は前期比101.2%の200,989百万円となり中期経営計画最終年度の目標を1年前倒しで達成いたしました。

売上総利益につきましては、原材料価格が高含みに推移したことに加え、新たに連結の範囲に加えた工学エンジニアリング株式会社の原価率が高いこともあり、全体の原価率は若干上昇いたしました。売上高の増加により前期比100.2%の77,359百万円とほぼ前期並みとなりました。

販売費及び一般管理費では、厳しい経済状況に対応するため継続して徹底的なコストカットに取り組みましたが、管理費は減少したものの、新製品の積極的な販促活動などで販売促進費が増加いたしました。この結果、販売費及び一般管理費は前期比100.4%の68,225百万円と若干ではありますが増加いたしましたので、営業利益は前期比98.6%の9,133百万円と減益となりました。

営業外損益では、営業外収益が若干減少し、社債発行費や社債利息などの営業外費用が増加したため、経常利益も前期比96.7%の9,296百万円と減益となりました。

特別損益では、固定資産売却益などの特別利益が大幅に増加したため、投資有価証券評価損などの特別損失が、災害損失などのあった前期より増加したものの、税金等調整前当期純利益は前期比107.7%の9,256百万円となりました。

た。なお、前期は法人税率の改正に伴う繰延税金資産の取崩しがありましたので、当期純利益は前期比117.3%の4,687百万円と増益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、無形固定資産、建設仮勘定に計上したものを含め総額5,282百万円でありました。

そのうち主要なものは次のとおりです。

宝酒造株式会社  
 松戸工場発電設備設置  
 タカラバイオ株式会社  
 草津市土地購入

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、社債償還資金として無担保社債10,000百万円の発行を行いました。

なお、機動的な資金調達を目的として、融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定いたしておりますが、当連結会計年度中は借入を行っておりません。

## (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                 | 第 99 期<br>(平成22年3月期) | 第 100 期<br>(平成23年3月期) | 第 101 期<br>(平成24年3月期) | 第 102 期<br>(平成25年3月期) |
|---------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売 上 高               | 百万円<br>190,525       | 百万円<br>189,769        | 百万円<br>198,690        | 百万円<br>200,989        |
| 営 業 利 益             | 百万円<br>8,572         | 百万円<br>8,335          | 百万円<br>9,264          | 百万円<br>9,133          |
| 経 常 利 益             | 百万円<br>8,727         | 百万円<br>8,427          | 百万円<br>9,617          | 百万円<br>9,296          |
| 当 期 純 利 益           | 百万円<br>4,677         | 百万円<br>3,788          | 百万円<br>3,995          | 百万円<br>4,687          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 円<br>22.20           | 円<br>18.21            | 円<br>19.32            | 円<br>23.01            |
| 総 資 産               | 百万円<br>195,495       | 百万円<br>192,448        | 百万円<br>197,437        | 百万円<br>207,586        |
| 純 資 産               | 百万円<br>109,206       | 百万円<br>106,895        | 百万円<br>107,659        | 百万円<br>114,318        |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額   | 円<br>459.92          | 円<br>454.21           | 円<br>461.41           | 円<br>493.14           |

## (5) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                          | 議決権比率<br>(%) | 主 要 な 事 業 の 内 容       |
|--------------------------------|--------------|-----------------------|
| 宝酒造株式会社                        | 100.0        | 酒類、調味料、原料用アルコールの製造・販売 |
| 株式会社ラック・コーポレーション               | (100.0)      | ワインの輸入販売              |
| タカラ物流システム株式会社                  | (100.0)      | 貨物運送業                 |
| タカラ長運株式会社                      | (100.0)      | 貨物運送業                 |
| TAKARA SAKE USA INC.           | (90.0)       | 酒類、調味料の製造・販売          |
| FOODEX S. A. S.                | (80.0)       | 酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業   |
| THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD | (80.6)       | スコッチウイスキーの製造・販売       |
| タカラバイオ株式会社                     | 70.4         | バイオ製品の製造・販売、研究受託サービス  |
| Clontech Laboratories, Inc.    | (100.0)      | バイオ研究用試薬の開発・販売        |
| 宝生物工程(大連)有限公司                  | (100.0)      | バイオ研究用試薬の製造・販売        |
| Takara Bio Europe S. A. S.     | (100.0)      | バイオ研究用試薬の販売           |
| 宝ヘルスケア株式会社                     | 100.0        | 健康食品の製品開発・販売          |
| 大平印刷株式会社                       | 100.0        | 印刷業                   |

(注) 議決権比率の( )内は間接所有割合であります。

## (6) 対処すべき課題

国内では少子高齢化が進行し、総人口も減少に転じております。またリーマンショック以降の行き過ぎた円高は改善され、株価は回復しつつありますが、内需型企業にとっては逆に円安は輸入原材料価格の上昇となり、消費者物価を押し上げる可能性もあります。景気回復への期待感が可処分所得の増加として実感されるかは、予定される消費税増税と合わせ、企業業績や個人消費に大きな影響を与えると思われれます。

一般消費財の製造販売を中核事業とする当社グループにとって、消費人口の減少や消費マインドの減退により、販売競争がさらに激化することが予想されます。また、競合は酒類業界だけでなく全業種間の競争となりますが、その厳しい状況のなかで勝ち残っていくという課題に直面しております。さらに、円安の影響による輸入原材料の高騰が懸念されますが、低価格訴求競争が続く現状では、原材料価格の上昇をそのまま製品価格に転嫁しにくく、企業収益を圧迫する恐れがあります。



一方海外では、先進国での健康志向の高まりや医療の高度化、新興国での経済成長や所得水準向上に伴う、日本食市場およびバイオ関連市場の拡大など、当社グループにとって成長を見込める機会も数多く存在しています。

当社グループではこのような情勢のなか、2020年度末までの長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」を策定し、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立することで持続的成長を目指してまいります。また、その実行計画の第1ステップとして「TaKaRaグループ中期経営計画2013」に取り組んでおります。

「TaKaRaグループ中期経営計画2013」の概要は以下のとおりであります。

## 基本方針

「TaKaRaグループ・ビジョン2020」の実現に向けて、国内での安定成長を実現するとともに、海外で大きく成長するための事業基盤を拡大する。

## 定量目標

2014年3月期 TaKaRaグループ

連結売上高 2,000億円以上 連結営業利益 100億円以上

海外売上高比率 10%以上 成長事業+育成事業売上高比率 25%以上

## 事業の位置付けと事業方針

当社グループの事業をその成熟度合いにより、基盤事業、成長事業、育成事業に区分いたします。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 基盤事業 | 中核事業として収益力の強化に取り組み、グループの成長を支える。 |
|------|---------------------------------|

### ●国内酒類事業

差異化品質を持ったオリジナリティある新商品の開発やブランド育成、さらに利益マネジメントの強化や業務効率化によって収益力を強化し、安定成長を遂げる。そして、安定的なキャッシュフローを生み出し、グループの成長を支える。

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| 成長事業 | 成長が見込まれる市場で、積極的に事業拡大を図り、グループ全体の成長を牽引する。 |
|------|-----------------------------------------|

### ●海外酒類事業、日本食材卸事業

海外における日本食材卸の販売網を確立し、日本食材卸事業と海外酒類事業のシナジー効果を最大限発揮することで、事業成長を加速させ、グループ全体の成長を牽引する。

### ●調味料・酒精事業

加工業務用調味料と酒精それぞれの領域で事業拡大を進めるとともに、両事業統合のシナジーを活かしてB to B事業の成長を加速させ、グループ全体の成長を牽引する。

### ●遺伝子工学研究事業

基盤技術開発と新興国を含めた国内外の市場開拓を積極的に進めることで、さらなる売上拡大と収益力強化を果たし、グループ全体の成長を牽引する。

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| 育成事業 | 成長が見込まれる市場で、次期の成長事業化を目指し、事業基盤の確立に取り組む。 |
|------|----------------------------------------|

### ●健康食品事業

タカラバイオの技術力による健康食品素材のエビデンス強化と、効果的かつ効率的な費用投下による通信販売顧客の獲得やB to B市場での販促強化を通じて、売上拡大を図り、今後の飛躍的な成長に向けて事業基盤の確立に取り組む。その過程で、2013年3月期に宝ヘルスケア社の黒字化を果たす。

### ●遺伝子医療事業

国内初の体外遺伝子治療の商業化を目指し、臨床開発を推し進めるとともに、技術支援サービス等の売上拡大を目指す。

## 財務方針

健全な財務体質を維持しながら、成長・育成事業への投資と、積極的な株主還元を実施し、ROE（自己資本利益率）の向上を目指す。

中期経営計画2期目を終了した時点での補足

定量目標のうち連結売上高につきましては計画を1年前倒しして達成いたしました。一方、連結営業利益につきましては、現状の国内販売状況、円安による輸入原材料の価格上昇などから、達成は困難な状況となっておりますが、海外売上高比率、成長事業＋育成事業売上高比率とともに達成に向け取り組んでまいります。また健康食品事業では2013年3月期に宝ヘルスケア社の黒字化を目指しておりましたが、達成出来ませんでした。改めて2014年3月期での黒字化達成を目指します。

当社は持株会社として、これらの課題の解決に向け、グループ経営基盤の強化、風土・人財の育成、社会・環境行動の推進などを通じて、上記事業方針に沿ったグループ経営を実践し、当社グループの企業価値向上のため邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (平成25年3月31日現在)

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動を支配および管理する持株会社であります。

当社グループが営む事業セグメント別の主要製品等は次のとおりであります。

| 事業セグメントの名称    | 主 要 製 品 等                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------|
| 宝 酒 造 グ ル ー プ | 焼酎、清酒、ソフトアルコール飲料、ワイン、ウイスキー、中国酒、本みりん、食品調味料、原料用アルコール、貨物運送、日本食材卸 |
| タカラバイオグループ    | 研究用試薬、理化学機器、研究受託サービス、遺伝子導入関連製品、がん免疫細胞療法技術支援サービス、キノコ           |
| 宝 へ ル ス ケ ア   | 健康食品                                                          |
| そ の 他         | ラベル、ポスター、カタログ、段ボールケース、販促用品、WEBコンテンツ                           |

(8) 企業集団の主要な拠点等 (平成25年3月31日現在)

当社 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

(宝酒造グループ)

宝酒造株式会社 本社事務所 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
東京事務所 東京都中央区日本橋2丁目15番10号  
支社 北海道支社 (北海道)、東北支社 (宮城県)、  
首都圏支社 (東京都)、関信越支社 (群馬県)、  
東海支社 (愛知県)、京滋北陸支社 (京都府)、  
西日本支社 (大阪府)、九州支社 (福岡県)  
工場 松戸工場 (千葉県)、楠工場 (三重県)、  
伏見工場 (京都府)、白壁蔵 (兵庫県)、  
島原工場 (長崎県)、黒壁蔵 (宮崎県)

株式会社ラック・コーポレーション (東京都)

タカラ物流システム株式会社 (京都府)

タカラ長運株式会社 (長崎県)

TAKARA SAKE USA INC. (米国)

FOODEX S. A. S. (仏国)

THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD (英国)

**(タカラバイオグループ)**

タカラバイオ株式会社 本社・研究所 滋賀県大津市瀬田3丁目4番1号  
事業所 草津事業所 (滋賀県)  
ドラゴンジェノミクスセンター (三重県)  
楠工場 (三重県)

Clontech Laboratories, Inc. (米国)

宝生物工程 (大連) 有限公司 (中国)

Takara Bio Europe S.A.S. (仏国)

**(宝ヘルスケア)**

宝ヘルスケア株式会社 (京都府)

**(その他)**

大平印刷株式会社 (京都府)

**(9) 企業集団の使用人の状況 (平成25年3月31日現在)**

| 事業セグメントの名称 | 使用人数   | 前期末比 |
|------------|--------|------|
| 宝酒造グループ    | 2,131名 | 48名増 |
| タカラバイオグループ | 1,164名 | 36名増 |
| 宝ヘルスケア     | 14名    | —    |
| その他        | 140名   | 3名減  |
| 当社         | 16名    | —    |
| 合計         | 3,465名 | 81名増 |

**(10) 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)**

| 借入先             | 借入額      |
|-----------------|----------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,643百万円 |
| 農林中央金庫          | 1,340百万円 |

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 870,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 217,699,743株（自己株式14,833,716株を含む。）
- (3) 株主数 26,706名
- (4) 大株主

| 株主名                       | 持株数    | 持株比率 |
|---------------------------|--------|------|
|                           | 千株     | %    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 13,906 | 6.85 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行           | 9,738  | 4.80 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 9,705  | 4.78 |
| 農林中央金庫                    | 9,500  | 4.68 |
| 明治安田生命保険相互会社              | 5,370  | 2.65 |
| 株式会社京都銀行                  | 5,000  | 2.46 |
| 国分株式会社                    | 3,489  | 1.72 |
| 宝グループ社員持株会                | 3,216  | 1.59 |
| 日本アルコール販売株式会社             | 3,000  | 1.48 |
| 三井住友信託銀行株式会社              | 2,753  | 1.36 |

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。
2. 当社は自己株式を14,833千株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、大株主の持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 三井住友信託銀行株式会社の持株数には、信託業務に係る株式数は含んでおりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                          |
|-----------|-----------|----------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 大 宮 久     | 宝酒造株式会社代表取締役会長、<br>タカラバイオ株式会社取締役会長     |
| 代表取締役副会長  | 大 宮 正     | 宝酒造株式会社代表取締役副社長                        |
| 代表取締役社長   | 柿 本 敏 男   | 宝酒造株式会社代表取締役社長                         |
| 取 締 役     | 矢 野 雅 晴   | 環境広報担当、宝酒造株式会社常務取締役                    |
| 取 締 役     | 松 崎 修 一 郎 | 事業管理担当、財務・I R担当、経理担当、<br>宝酒造株式会社専務取締役  |
| 取 締 役     | 岡 根 孝 男   | 総務担当、人事担当、宝酒造株式会社取締役                   |
| 取 締 役     | 中 尾 大 輔   | 宝酒造株式会社専務取締役                           |
| 取 締 役     | 仲 尾 功 一   | タカラバイオ株式会社代表取締役社長、<br>宝生物工程（大連）有限公司董事長 |
| 取 締 役     | 植 田 武 彦   | 宝酒造株式会社取締役                             |
| 常 勤 監 査 役 | 釜 田 富 雄   | 宝酒造株式会社監査役、<br>タカラバイオ株式会社監査役           |
| 常 勤 監 査 役 | 半 田 邦 博   | 宝酒造株式会社監査役                             |
| 監 査 役     | 友 村 秀 夫   | 宝酒造株式会社常勤監査役、<br>タカラバイオ株式会社監査役         |
| 監 査 役     | 香 川 孝 三   | 大阪女学院大学副学長、宝酒造株式会社監査役                  |
| 監 査 役     | 北 井 久 美 子 | TMI総合法律事務所顧問弁護士、<br>宝酒造株式会社監査役         |

(注) 1. 「重要な兼職の状況」について

当子会社の役職に関しては、当社の重要な子会社（1.（5）「重要な子会社の状況」に記載）における重要な職務を記載の対象としております。

2. 取締役 植田武彦氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役 半田邦博ならびに監査役 香川孝三および北井久美子の3氏は、社外監査役であります。
4. 取締役 植田武彦ならびに監査役 香川孝三および北井久美子の3氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
5. 常勤監査役 釜田富雄氏は、長年にわたり当社ならびに当社の子会社および関連会社において経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
  - (1) 平成24年6月28日付で、取締役 後藤 功氏は任期満了により退任しました。
  - (2) 平成24年6月28日開催の取締役会において、代表取締役社長 大宮 久氏は代表取締役会長に、代表取締役副社長 大宮 正氏は代表取締役副会長に、代表取締役副社長 柿本敏男氏は代表取締役社長に新たに選定され、それぞれ就任しました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 当事業年度にかかる報酬等の総額

|     |     |        |            |        |
|-----|-----|--------|------------|--------|
| 取締役 | 10名 | 165百万円 | (うち社外取締役1名 | 3百万円)  |
| 監査役 | 5名  | 36百万円  | (うち社外監査役3名 | 18百万円) |
| 合計  | 15名 | 202百万円 | (うち社外役員4名  | 21百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成14年2月15日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額150万円以内（ただし、この額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、平成5年6月29日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額600万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役および監査役の人数と相違しておりますのは、上記には、平成24年6月28日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

### ② 報酬等の額の決定に関する方針の内容とその決定方法

取締役および監査役の報酬については、株主総会で決議いただいたそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき決定いたしております。

取締役の報酬額は、役職位に応じた役付部分と役位ごとの基準金額をもとに各取締役の前年度の業績評価の点数に応じて決定される業績連動部分からなります。なお、業績連動部分の取締役個々の業績評価は、取締役会の授権を受けた取締役が行います。

監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

「役員報酬内規」の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議、監査役に関する部分は監査役の協議を経るものとされております。

### ③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役および社外監査役が役員を兼任する子会社から受けた役員報酬等の総額は1200万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者または社外役員の兼職の状況

| 地 位       | 氏 名       | 兼職先および兼職の状況                       |
|-----------|-----------|-----------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 植 田 武 彦   | 宝酒造株式会社 社外取締役                     |
| 社 外 監 査 役 | 半 田 邦 博   | 宝酒造株式会社 社外監査役                     |
| 社 外 監 査 役 | 香 川 孝 三   | 大阪女学院大学 副学長<br>宝酒造株式会社 社外監査役      |
| 社 外 監 査 役 | 北 井 久 美 子 | TMI総合法律事務所 顧問弁護士<br>宝酒造株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 宝酒造株式会社は当社の子会社であります。  
2. 社外監査役 香川孝三氏が副学長を務める大阪女学院大学と当社との間には、重要な関係はありません。  
3. 当社は社外監査役 北井久美子氏が顧問弁護士を務めるTMI総合法律事務所の他の弁護士に対して企業法務に関する法律相談等を行うことがありますが、同法律事務所との間で顧問契約は締結しておらず、かつ、当該相談等の頻度も少なく、同法律事務所と当社との間の取引の規模は軽微であります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位       | 氏 名       | 主な活動状況                                                                                      |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 植 田 武 彦   | 当事業年度中に開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。                      |
| 社 外 監 査 役 | 半 田 邦 博   | 当事業年度中に開催の取締役会13回および監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。     |
| 社 外 監 査 役 | 香 川 孝 三   | 当事業年度中に開催の取締役会13回中10回および監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 北 井 久 美 子 | 当事業年度中に開催の取締役会13回および監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。     |



### ③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 植田武彦ならびに社外監査役 半田邦博、香川孝三および北井久美子の4氏は、当社との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

#### (4) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 44百万円  |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 107百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD 等は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

#### (3) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として国際財務報告基準に関する指導・助言を受けております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当したと認めるときその他会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、またはその他の事情により必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

TaKaRaグループでは、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとしている。

そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、グループ全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置した。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」を制定し、グループ内の役員・社員のひとりひとは、この指針に基づき、日常の業務活動を行っている。

- ① 国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。
- ② 自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切に生命科学の発展に貢献する。
- ③ この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続的な事業活動を行う。

### (2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」により、TaKaRaグループの役員・社員のひとりひとは遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育している。反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととしている。なお、役員・社員がグループ内の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難または不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設けている。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨をグループ全体に周知している。

また、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努めている。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織としている。

TaKaRaグループでは、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。

また、当社と子会社との関係に関しては「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、または事後すみやかな報告を受けている。

### **(3) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制**

「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱に起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備している。また、個別具体的な情報の保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備していく。

### **(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

「コンプライアンス委員会」がTaKaRaグループの「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他TaKaRaグループを取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組んでいる。また、緊急事態発生時には、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「TaKaRaグループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処している。

### **(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

TaKaRaグループ全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として2ヶ月に1回開催するとともに、宝酒造株式会社の取締役会決議事項の事前協議や業績・活動状況の報告を行う「マザー協議連絡会議」ならびにタカラバイオ株式会社の取締役会決議事項および業績・活動状況の報告を行う「バイオ連絡会議」をそれぞれ原則として毎月1回開催している。

また、社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備している。

さらに、取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。

内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努めている。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

**(7) 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会その他、グループ戦略会議・協議連絡会議等の重要な会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めている。

また、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門は、監査役と緊密な連携を保持している。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）の内容

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求してまいりました。このような取り組みを通じて、当社グループは、酒類・調味料事業を安定的な収益基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のある成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオを築いてきましたが、この事業ポートフォリオをベースに、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立するため、平成23年には、10年間の長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」を策定しました。「TaKaRaグループ・ビジョン2020」では、「国内外の強みを活かせる市場で事業を伸ばし、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立する」ことを経営目標に、技術に裏付けられた安心・安全な商品やサービスを世界中にお届けするとともに、医療の進歩に貢献し、世界の人々の暮らしを豊かなものにしていくことを通じて、当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとるべく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えて

おります。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対応する一定の備えを設ける必要があると考えております。

## II 基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会における株主の皆様のご承認により導入した「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」の有効期間の満了に際し、平成22年5月11日開催の取締役会において、その一部変更および継続を決議し、同日公表いたしました。以下は、当該買収防衛策中における、基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みにかかる全文であり、平成22年5月11日現在の記述であります。

（注）1. 当社グループでは、平成23年4月に「TaKaRaグループ中期経営計画2013」をスタートしております。その概要につきましては、1.（6）「対処すべき課題」をご参照ください。

2. 文中の当社第99回定時株主総会の承認を前提とする事項に関しましては、同総会において既に承認されております。

### 1. 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療分野）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

#### ●酒類・調味料事業（宝酒造グループ）：

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを下支えする事業として、国内酒類事業の収益力の維持・向上に努める。同時に、加工業務用調味料事業

及び海外事業において、事業基盤を構築しながら中長期的な飛躍を目指し、将来の成長事業へと育成する。

●バイオ事業（タカラバイオグループ）：

収益基盤のさらなる強化を図るため、遺伝子工学研究分野の事業の拡大・安定化を進め、医食品バイオ分野を第2の収益事業へと育成する。同時に、遺伝子医療分野における研究開発をさらに積極的に推進し、遺伝子医療の商業化を加速させることで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●健康食品事業（宝ヘルスケア株式会社）：

タカラバイオの技術を活かした商品における通信販売顧客の獲得を最優先の戦略として活動し、将来、当社グループの収益の柱となるような成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、平成22年5月11日現在、当社は、9名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成22年5月11日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

## 2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記1のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております（本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。）。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3. (4)をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、

大規模買付者（後記3. (1)において定義します。）が大規模買付ルール（後記3. (1)において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

本プランの導入以降、平成22年5月11日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注1）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じとします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。））、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味し、以下同じとします。



(注2) 「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記(注1)の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとし、②特定株主グループが、前記(注1)の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいい、以下同じとします。

(注3) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

## (2) 大規模買付ルールの内容

### ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること

② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日(後記イにおいて定義します。以下、同じとします。)から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案(後記イにおいて定義します。以下、同じとします。)の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

(b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合(以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。)、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとし、)が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

### イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為(以下「買付提案」といいます。)の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)を当社取締役会に提出しなければならないものとし、

当社取締役会は、当社株主の皆様との判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するも

のとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ並びに買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下の(a)乃至(j)に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める情報は、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとします。

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、後記(3)ア(イ)のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係
- (j) コーポレート・ガバナンスへの取り組み及び考え方

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間（後記ウにおいて定義します。以下、同じとします。）の開始日（以下「検討期間開始日」といいます。）として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日（以下、「初回情報提供日」といいます。）から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回

情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様への旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様への意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記(3)イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

#### ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間（後記エに従って延長される場合を除き、延長はしないものとします。以下「検討期間」といいます。）は大規模買付行為を開始してはならないこととします（大規模買付ルール②(a)）。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします（後記エに従って延長される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表します。）。大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとしますが、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします（大規模買付ルール②(b)）。

## エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合（以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。）、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、外部専門家の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様との判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様はその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

もつとも、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、外部専門家の意見、助言等も参考にして、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様との意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

### (3) 大規模買付者への対応

#### ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。）の内容等について評価検討を行うこととします。

##### (ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、決議の結果を公表するとともに、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくこととなります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記1. (1) 記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記(2)ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うこととめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付者が検討期間経過前、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

#### (4) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様には割り当てられる新株予約権の概要は、後記(5)「新株予約権の概要」とおりとします。

#### (5) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様には割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙2に規定するとおりです。なお、別紙2に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

### 4. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

#### (1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

#### (2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様にご与える影響

前記3.(3)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。

#### (3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることとなります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することとなります（ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、新株予約権無償割当てに関する決議がなされた場合及び新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意ください。

#### (4) 対抗措置の発動時において株主の皆様にご必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新

株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様の本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様へ、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

## 5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっております。

(3) 株主の皆様のご意思を反映するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様のご意思が反映されています。また、平成22年6月29日開催予定の当社第99回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを条件として継続することとされており、その継続にも株主の皆様のご意思が反映される仕組となっております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様のご意思が十分に反映できる内容となっております。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6. (2)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

## 6. その他

### (1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。その後も本プランを継続する場合には、平成25年に開催される当社定時株主総会において、改めて、株主の皆様にも、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

### (2) 本プランの改廃

本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

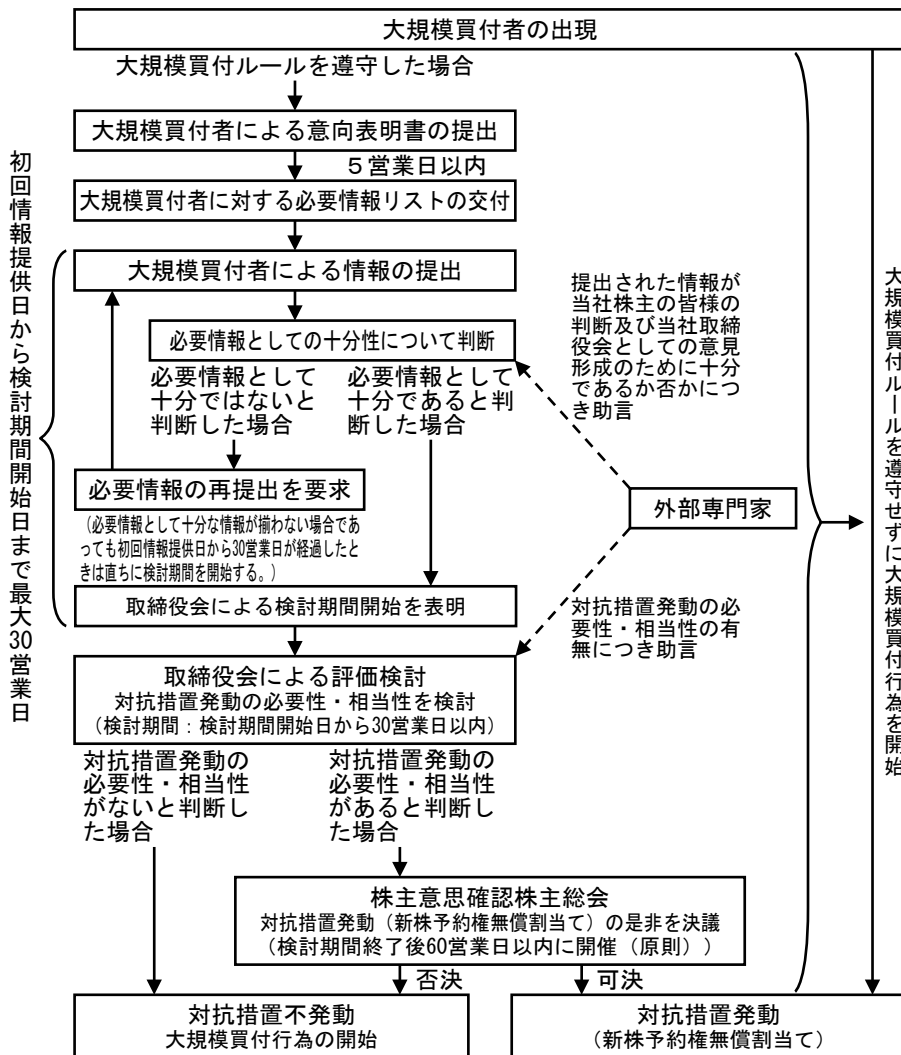
また、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以 上



＜大規模買付ルール＞

- ① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日以内に終了する当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
- (b) 株主意思確認株主総会が開催される場合には、株主意思確認株主総会が終了するまで、大規模買付行為に着手してはならない



## 別紙2 新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

### 2. 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

### 3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。

### 6. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。

### 7. 本新株予約権の譲渡による取得

本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 8. 本新株予約権の行使期間

当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。

### 9. 本新株予約権の取得の条件

当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があるものとします。

### 10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

### 11. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以 上

## 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |         | 負 債 の 部      |         |
|-----------|---------|--------------|---------|
| 科 目       | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
| 流動資産      | 133,285 | 流動負債         | 49,394  |
| 現金及び預金    | 36,789  | 支払手形及び買掛金    | 13,028  |
| 受取手形及び売掛金 | 43,853  | 短期借入金        | 5,006   |
| 電子記録債権    | 6,777   | 1年内償還予定の社債   | 5,000   |
| 有価証券      | 15,260  | 未払酒税         | 9,907   |
| 商品及び製品    | 21,773  | 未払費用         | 4,698   |
| 仕掛品       | 1,090   | 未払法人税等       | 1,996   |
| 原材料及び貯蔵品  | 2,841   | 賞与引当金        | 1,980   |
| 繰延税金資産    | 2,476   | 販売促進引当金      | 1,719   |
| その他       | 2,506   | その他          | 6,056   |
| 貸倒引当金     | △82     | 固定負債         | 43,873  |
| 固定資産      | 74,301  | 社債           | 25,000  |
| 有形固定資産    | 42,639  | 長期借入金        | 417     |
| 建物及び構築物   | 14,182  | 繰延税金負債       | 2,387   |
| 機械装置及び運搬具 | 10,192  | 退職給付引当金      | 8,845   |
| 土地        | 14,920  | 長期預り金        | 5,626   |
| リース資産     | 626     | その他          | 1,595   |
| 建設仮勘定     | 372     | 負債合計         | 93,268  |
| その他       | 2,345   | 純資産の部        |         |
| 無形固定資産    | 5,426   | 株主資本         | 98,503  |
| のれん       | 3,767   | 資本金          | 13,226  |
| その他       | 1,659   | 資本剰余金        | 3,195   |
| 投資その他の資産  | 26,235  | 利益剰余金        | 90,437  |
| 投資有価証券    | 21,080  | 自己株式         | △8,355  |
| 繰延税金資産    | 2,475   | その他の包括利益累計額  | 1,537   |
| その他       | 2,888   | その他有価証券評価差額金 | 4,599   |
| 貸倒引当金     | △209    | 繰延ヘッジ損益      | 16      |
|           |         | 為替換算調整勘定     | △3,079  |
|           |         | 少数株主持分       | 14,277  |
|           |         | 純資産合計        | 114,318 |
| 資産合計      | 207,586 | 負債純資産合計      | 207,586 |

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目            | 金 額   |         |
|----------------|-------|---------|
| 売上高            |       | 200,989 |
| 売上原価           |       | 123,630 |
| 売上総利益          |       | 77,359  |
| 販売費及び一般管理費     |       | 68,225  |
| 営業利益           |       | 9,133   |
| 営業外収益          |       | 1,025   |
| 受取利息           | 181   |         |
| 受取配当金          | 354   |         |
| 補助金収入          | 162   |         |
| その他の           | 326   |         |
| 営業外費用          |       | 862     |
| 支払利息           | 523   |         |
| 為替差損           | 105   |         |
| その他の           | 232   |         |
| 経常利益           |       | 9,296   |
| 特別利益           |       | 1,948   |
| 固定資産売却益        | 1,229 |         |
| 退職給付制度改定益      | 345   |         |
| その他の           | 373   |         |
| 特別損失           |       | 1,989   |
| 固定資産除売却損       | 622   |         |
| 投資有価証券評価損      | 651   |         |
| 関係会社株式売却損      | 262   |         |
| 厚生年金基金脱退拠出金    | 260   |         |
| その他の           | 192   |         |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 9,256   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 3,390 |         |
| 法人税等調整額        | 618   | 4,008   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 5,247   |
| 少数株主利益         |       | 560     |
| 当期純利益          |       | 4,687   |

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

## 連結株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                     | 株 主 資 本 |       |        |        |        |
|---------------------|---------|-------|--------|--------|--------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 13,226  | 3,195 | 88,012 | △6,922 | 97,512 |
| 当期変動額               |         |       |        |        |        |
| 剰余金の配当              |         |       | △1,851 |        | △1,851 |
| 当期純利益               |         |       | 4,687  |        | 4,687  |
| 自己株式の取得             |         |       |        | △1,582 | △1,582 |
| 自己株式の処分             |         | 0     |        | 0      | 0      |
| 持分法の適用範囲の変動         |         |       | △411   | 147    | △263   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |       |        |        |        |
| 当期変動額合計             | -       | 0     | 2,424  | △1,433 | 990    |
| 当期末残高               | 13,226  | 3,195 | 90,437 | △8,355 | 98,503 |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |              |                       | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|---------------------|-----------------------|---------|--------------|-----------------------|--------|---------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |        |         |
| 当期首残高               | 2,805                 | △17     | △5,516       | △2,728                | 12,876 | 107,659 |
| 当期変動額               |                       |         |              |                       |        |         |
| 剰余金の配当              |                       |         |              |                       |        | △1,851  |
| 当期純利益               |                       |         |              |                       |        | 4,687   |
| 自己株式の取得             |                       |         |              |                       |        | △1,582  |
| 自己株式の処分             |                       |         |              |                       |        | 0       |
| 持分法の適用範囲の変動         |                       |         |              |                       |        | △263    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,794                 | 34      | 2,437        | 4,266                 | 1,400  | 5,667   |
| 当期変動額合計             | 1,794                 | 34      | 2,437        | 4,266                 | 1,400  | 6,658   |
| 当期末残高               | 4,599                 | 16      | △3,079       | 1,537                 | 14,277 | 114,318 |

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 38社
- ・主要な連結子会社の名称 宝酒造株式会社、株式会社ラック・コーポレーション、タカラ物流システム株式会社、タカラ長運株式会社、TAKARA SAKE USA INC.、FOODEX S. A. S.、THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD、タカラバイオ株式会社、Clontech Laboratories, Inc.、宝生物工程(大連)有限公司、Takara Bio Europe S. A. S.、宝ヘルスクエア株式会社、大平印刷株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社 2社  
の数
- ・主要な会社等の名称 MUTUAL TRADING CO., INC. (米国)

##### ② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・会社の名称 長崎水産荷役有限会社
- ・持分法を適用しない理由 上記関連会社に対する投資については、同社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額の連結純損益及び連結利益剰余金等に与える影響がいずれも軽微でありますので、持分法を適用せず原価法で評価しております。

##### ③ 持分法の範囲に関する事項

日新酒類株式会社については、当連結会計年度において、その持分を売却したことにより関連会社に該当しなくなったため、持分法適用の範囲から除いておりますが、関連会社であった期間中は持分法で評価しております。

##### ④ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社 (MUTUAL TRADING CO., INC.) については、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なっております。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日との差異が3か月以内であるため、それぞれの決算日に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

・その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産 主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産

主として定率法によっております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

##### (ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、米国連結子会社はのれんを除きFASB会計基準コーディフィケーショントピック350「無形資産－のれん及びその他」を適用しております。

##### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (ロ) 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (ハ) 販売促進引当金

製品の販売奨励のため支出する費用に充てるため、連結子会社である宝酒造株式会社で把握した小売店等の仕入数量に過去の実績単価を乗じて算出した額を計上しております。

#### (ニ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から処理することとしております。

### ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

#### (ロ) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。



- (ハ) のれんの償却方法及び償却期間      のれんの償却については、20年以内の一定の年数により均等償却を行っております。
- (二) 消費税等の会計処理      消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

#### 固定資産の減価償却方法の変更

当社及び一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち、改正前の法人税法に規定する減価償却の方法を採用していたものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 352百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 1百万円   |
| 土地        | 250百万円 |
| 計         | 604百万円 |

上記の資産は、長期借入金(1年内返済分含む)180百万円の担保に供しております。

### (2) 資産に係る減価償却累計額

|                |            |
|----------------|------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 103,169百万円 |
|----------------|------------|

### (3) 保証債務

他の会社等の金融機関からの借入債務に対し保証を行っております。

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 川内酒造協同組合<br>(組合員6社による連帯保証) | 36百万円 |
|----------------------------|-------|

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の総数に関する事項

|      |              |
|------|--------------|
| 普通株式 | 217,699,743株 |
|------|--------------|

## (2) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

平成24年6月28日開催の第101回定時株主総会決議による配当に関する事項

|             |            |
|-------------|------------|
| ・ 配当金の総額    | 1,851百万円   |
| ・ 配当の原資     | 利益剰余金      |
| ・ 1株当たり配当金額 | 9円00銭      |
| ・ 基準日       | 平成24年3月31日 |
| ・ 効力発生日     | 平成24年6月29日 |

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月27日開催予定の第102回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|             |            |
|-------------|------------|
| ・ 配当金の総額    | 1,825百万円   |
| ・ 配当の原資     | 利益剰余金      |
| ・ 1株当たり配当金額 | 9円00銭      |
| ・ 基準日       | 平成25年3月31日 |
| ・ 効力発生日     | 平成25年6月28日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、安全性の高い金融資産に限定して余資を運用することとしており、調達は、主として銀行等金融機関からの借入及び社債（短期社債含む）の発行によっております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、各社の与信管理規程などに従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や、貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券は国内譲渡性預金や満期保有目的の債券が主なものでありますが、短期かつ格付の高いものに限定しております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であり、そのうち長期借入金の返済日は決算日後、最長で9年であり、社債の償還日は決算日後、最長で9年後であります。

デリバティブ取引は内部の規程に則って行われ、主として外貨建取引の為替変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引を実施しております。またデリバティブ取引は、ヘッジ対象となる資産・負債及び取引の有するリスクを軽減する目的でのみ行われ、その契約額等にも制限を設けております。なおデリバティブ取引の相手先は格

付の高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると考えております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）を参照）。

（単位：百万円）

|                    | 連結貸借対照表<br>計上額 (*1) | 時価 (*1)  | 差額      |
|--------------------|---------------------|----------|---------|
| (1) 現金及び預金         | 36,789              | 36,789   | -       |
| (2) 受取手形及び売掛金 (*2) | 43,782              | 43,782   | -       |
| (3) 電子記録債権 (*3)    | 6,766               | 6,766    | -       |
| (4) 有価証券           | 15,260              | 15,260   | -       |
| (5) 投資有価証券         | 16,344              | 16,344   | -       |
| (6) 支払手形及び買掛金      | (13,028)            | (13,028) | -       |
| (7) 短期借入金          | (5,006)             | (5,008)  | (1)     |
| (8) 1年内償還予定の社債     | (5,000)             | (5,003)  | (3)     |
| (9) 未払酒税           | (9,907)             | (9,907)  | -       |
| (10) 未払法人税等        | (1,996)             | (1,996)  | -       |
| (11) 社債            | (25,000)            | (26,022) | (1,022) |
| (12) 長期借入金         | (417)               | (420)    | (2)     |
| (13) デリバティブ取引 (*4) | 52                  | 52       | -       |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金70百万円を控除しております。

(\*3) 電子記録債権に対応する貸倒引当金10百万円を控除しております。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

主に国内譲渡性預金や信託受益権であり、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

主に株式であり、株式は取引所の価格によっております。

- (6) 支払手形及び買掛金、(9) 未払酒税、(10) 未払法人税等  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 短期借入金  
 短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (8) 1年内償還予定の社債、(11) 社債  
 これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (12) 長期借入金  
 長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (13) デリバティブ取引  
 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式及び償還期限の定めがない債券（連結貸借対照表計上額4,736百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。また、長期預り金として計上している取引保証金は、営業取引の継続中は原則として返済を予定していないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」へは記載しておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 493円14銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 23円01銭  |

## 7. その他の注記

### 退職給付制度の変更

当社の連結子会社であるタカラバイオ株式会社は、退職給付制度において退職一時金制度および確定給付企業年金制度を採用しておりましたが、平成24年10月1日付で、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行いたしました。本移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、当連結会計年度において特別利益345百万円を計上いたしました。

## 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |         | 負 債 の 部       |         |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 科 目       | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
| 流動資産      | 16,669  | 流動負債          | 13,954  |
| 現金及び預金    | 6,755   | 短期借入金         | 4,703   |
| 売掛金       | 104     | 1年内償還予定の社債    | 5,000   |
| 有価証券      | 8,500   | 未払金           | 29      |
| 前払費用      | 15      | 未払消費税等        | 12      |
| 繰延税金資産    | 212     | 未払費用          | 151     |
| 短期貸付金     | 683     | 未払法人税等        | 54      |
| その他       | 398     | 前受金           | 31      |
| 貸倒引当金     | △0      | 預り金           | 3,933   |
|           |         | 賞与引当金         | 38      |
|           |         | その他           | 0       |
| 固定資産      | 100,475 | 固定負債          | 27,773  |
| 有形固定資産    | 1,515   | 社債            | 25,000  |
| 建物        | 59      | 長期借入金         | 100     |
| 構築物       | 15      | 繰延税金負債        | 1,920   |
| 車両運搬具     | 9       | 退職給付引当金       | 134     |
| 工具、器具及び備品 | 254     | 長期預り金         | 382     |
| 土地        | 1,176   | その他           | 236     |
| 建設仮勘定     | 0       | 負債合計          | 41,727  |
| 無形固定資産    | 8       | 純資産の部         |         |
| 施設利用権     | 6       | 株主資本          | 71,036  |
| その他       | 2       | 資本金           | 13,226  |
| 投資その他の資産  | 98,950  | 資本剰余金         | 3,158   |
| 投資有価証券    | 14,990  | 資本準備金         | 3,158   |
| 関係会社株式    | 81,830  | その他資本剰余金      | 0       |
| 長期貸付金     | 1,630   | 利益剰余金         | 63,007  |
| 長期前払費用    | 2       | 利益準備金         | 3,305   |
| その他       | 599     | その他利益剰余金      | 59,701  |
| 貸倒引当金     | △102    | 配当準備金         | 400     |
| 資産合計      | 117,144 | 固定資産圧縮積立金     | 44      |
|           |         | 固定資産圧縮特別勘定積立金 | 82      |
|           |         | 別途積立金         | 48,230  |
|           |         | 繰越利益剰余金       | 10,944  |
|           |         | 自己株式          | △8,355  |
|           |         | 評価・換算差額等      | 4,381   |
|           |         | その他有価証券評価差額金  | 4,381   |
|           |         | 純資産合計         | 75,417  |
|           |         | 負債純資産合計       | 117,144 |

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

## 損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                   | 金 額   |       |
|-----------------------|-------|-------|
| 営 業 収 益               |       |       |
| 営 業 収 入               |       | 4,025 |
| 営 業 費 用               |       |       |
| 不 動 産 賃 貸 原 価         | 75    |       |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 1,063 | 1,138 |
| 営 業 利 益               |       | 2,887 |
| 営 業 外 収 益             |       |       |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 371   |       |
| そ の 他                 | 19    | 391   |
| 営 業 外 費 用             |       |       |
| 支 払 利 息               | 441   |       |
| 社 債 発 行 費             | 76    |       |
| そ の 他                 | 38    | 555   |
| 経 常 利 益               |       | 2,723 |
| 特 別 利 益               |       |       |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 163   |       |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 169   |       |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益     | 513   | 846   |
| 特 別 損 失               |       |       |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 648   |       |
| そ の 他                 | 6     | 654   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 2,915 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 116   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 170   | 286   |
| 当 期 純 利 益             |       | 2,629 |

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

## 株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                     | 株 主 資 本 |           |                  |                 |           |           |               |                       |           |             |                 |
|---------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------|---------------|-----------------------|-----------|-------------|-----------------|
|                     | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                  |                 | 利 益 剰 余 金 |           |               |                       |           |             |                 |
|                     |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |               |                       |           |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |
|                     |         |           |                  |                 |           | 配当<br>準備金 | 固定資産<br>圧縮積立金 | 固定資産<br>圧縮特別<br>勘定積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                 |
| 当期首残高               | 13,226  | 3,158     | -                | 3,158           | 3,305     | 400       | 44            | -                     | 48,230    | 10,249      | 62,229          |
| 当期変動額               |         |           |                  |                 |           |           |               |                       |           |             |                 |
| 剰余金の配当              |         |           |                  | -               |           |           |               |                       |           | △1,851      | △1,851          |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の積立    |         |           |                  | -               |           |           |               | 82                    |           | △82         | -               |
| 当期純利益               |         |           |                  | -               |           |           |               |                       |           | 2,629       | 2,629           |
| 自己株式の取得             |         |           |                  | -               |           |           |               |                       |           |             | -               |
| 自己株式の処分             |         |           | 0                | 0               |           |           |               |                       |           |             | -               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |                  |                 |           |           |               |                       |           |             |                 |
| 当期変動額合計             | -       | -         | 0                | 0               | -         | -         | -             | 82                    | -         | 695         | 777             |
| 当期末残高               | 13,226  | 3,158     | 0                | 3,158           | 3,305     | 400       | 44            | 82                    | 48,230    | 10,944      | 63,007          |

|                     | 株 主 資 本 |        | 評価・換算差額等         | 純資産合計  |
|---------------------|---------|--------|------------------|--------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 |        |
| 当期首残高               | △6,774  | 71,839 | 2,632            | 74,471 |
| 当期変動額               |         |        |                  |        |
| 剰余金の配当              |         | △1,851 |                  | △1,851 |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の積立    |         | -      |                  | -      |
| 当期純利益               |         | 2,629  |                  | 2,629  |
| 自己株式の取得             | △1,582  | △1,582 |                  | △1,582 |
| 自己株式の処分             | 0       | 0      |                  | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |        | 1,748            | 1,748  |
| 当期変動額合計             | △1,581  | △803   | 1,748            | 945    |
| 当期末残高               | △8,355  | 71,036 | 4,381            | 75,417 |

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券  
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く) 主として定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 8～18年
- ②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から処理することとしております。



#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。

②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

#### 固定資産の減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち、改正前の法人税法に規定する減価償却の方法を採用していたものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 資産に係る減価償却累計額

|                |        |
|----------------|--------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 853百万円 |
|----------------|--------|

#### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 824百万円   |
| 長期金銭債権 | 1,630百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,947百万円 |
| 長期金銭債務 | 297百万円   |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|     |          |
|-----|----------|
| 売上高 | 3,593百万円 |
|-----|----------|

|     |        |
|-----|--------|
| 仕入高 | 113百万円 |
|-----|--------|

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 営業取引以外の取引による取引高 | 74百万円 |
|-----------------|-------|

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 14,833,716株 |
|------|-------------|

当事業年度において株主還元を目的として、取締役会決議により2,800千株、1,565百万円の取得を行っております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金等であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は622百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 種類  | 会社等の名称  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容        | 取引金額<br>(注)  | 科目  | 期末残高<br>(注) |
|-----|---------|--------------------|---------------|--------------|--------------|-----|-------------|
| 子会社 | 宝酒造株式会社 | 所有<br>直接100%       | 役員の兼任         | 商標使用料<br>の受取 | 百万円<br>1,514 | 売掛金 | 百万円<br>103  |

(注)取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

商標使用料の受取額については、宝酒造株式会社の売上高に1%を乗じて計算しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 371円76銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 12円89銭  |

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋一浩 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒澤謙太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

宝ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 一 浩 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒澤謙太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き業務および財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

宝ホールディングス株式会社 監査役会

|               |           |
|---------------|-----------|
| 常勤監査役         | 釜 田 富 雄 ㊞ |
| 常勤監査役 (社外監査役) | 半 田 邦 博 ㊞ |
| 監査役           | 友 村 秀 夫 ㊞ |
| 監査役 (社外監査役)   | 香 川 孝 三 ㊞ |
| 監査役 (社外監査役)   | 北 井 久美子 ㊞ |

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、業績、財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案して利益還元を実施していくことを基本方針としています。当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、次のとおり1株につき9円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金9円 総額金1,825,794,243円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年6月28日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 変更の理由

- (1) 当社およびその子会社等からなる当社グループ全体の現在の事業内容および今後の事業展開等を鑑み、持株会社として当社が支配・管理する会社の事業目的および当社自身の事業目的について統合・追加・表現の整備等を行うものであります。＜現行定款第2条＞
- (2) 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映させるため、あらたに名誉会長を置くことができるよう、所要の変更を行うものであります。＜現行定款第30条＞

#### 変更の内容

現行定款と変更案の対照は、次のとおりであります。（下線は変更部分）

| 現行定款                                                                                                       | 変更案                                                                                                        | 備考 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (目的)<br><b>第2条</b> 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理 | (目的)<br><b>第2条</b> 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理 |    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備考                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①酒類、酒精、清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買</p> <p>②医薬品、動物用薬品、農薬、試薬、工業薬品、微生物工業品、医薬部外品および化粧品等の製造ならびに売買</p> <p>③理化学機械器具および医療用具の製造ならびに売買</p> <p>④以上に掲げる製品の製造用機械設備の設計、製造、売買および貸借ならびに以上に掲げる製品に関する技術の開発、売買および貸借</p> <p>⑤遺伝子解析その他の理化学分析および医療に関する検査の受託</p> <p>⑥ガラス壺、金属缶、プラスチック製容器および紙製容器等各種容器の製造ならびに売買</p> <p>⑦包装用品および包装用資材の製造ならびに売買</p> <p>⑧肥料および飼料の製造ならびに売買</p> <p>⑨農産物および農産加工品の生産ならびに売買</p> <p>⑩きのこ、野菜、果樹および花卉の新品種の開発、売買ならびにこれらの新品種の培養および栽培技術の貸借</p> <p>⑪水産物および水産加工品の生産ならびに売買</p> <p>⑫不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業</p> <p>⑬倉庫業</p> | <p>①酒類、酒精、清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買</p> <p>②医薬品、動物用薬品、農薬、試薬、工業薬品、微生物工業品、医薬部外品および化粧品等の製造ならびに売買</p> <p>③理化学機械器具および医療用具の製造ならびに売買</p> <p>④以上に掲げる製品の製造用機械設備の設計、製造、売買および貸借ならびに以上に掲げる製品に関する技術の開発、売買および貸借</p> <p>⑤遺伝子解析その他の理化学分析および医療に関する検査の受託</p> <p>⑥包装用容器、包装用品および包装用資材の製造ならびに売買</p> <p>⑦肥料および飼料の製造ならびに売買</p> <p>⑧農産物、農産加工品、水産物および水産加工品の生産ならびに売買</p> <p>⑨きのこ、野菜、果樹および花卉の新品種の開発、売買ならびにこれらの新品種の培養および栽培技術の貸借</p> <p>⑩不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業</p> <p>⑪倉庫業、荷役作業の請負、梱包業、解梱業および通関業</p> | <p>・現行⑥および⑦を変更案⑥として統合し、文言を整備</p> <p>・変更案⑥に統合</p> <p>・現行⑨および⑪を変更案⑧として統合</p> <p>・変更案⑧に統合</p> <p>・現行⑬および⑯を変更案⑱として統合するとともに「通関業」を追加明記し、文言を整備</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>⑭一般貨物自動車運送事業および特定貨物自動車運送事業ならびに貨物運送取扱事業</u></p> <p><u>⑮自動車の売買、リースおよびレンタルならびに整備業</u></p> <p><u>⑯荷役作業の請負および梱包ならびに解梱業</u></p> <p><u>⑰産業廃棄物の収集および運搬</u></p> <p><u>⑱携帯受信設備の販売および貸付に関する代理店業</u></p> <p><u>⑲損害保険代理店業および電気通信事業者の代理店業</u></p> <p><u>⑳郵便切手および収入印紙の販売業</u></p> <p><u>㉑旅行業および旅行業代理店業</u></p> <p><u>㉒飲食店の経営</u></p> <p><u>㉓印刷業ならびに書籍、雑誌およびビデオテープ、コンパクトディスク等による出版物の企画、編集、制作、販売</u></p> <p><u>㉔情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業</u></p> <p><u>㉕コンピュータソフトウェアの開発および売買</u></p> <p><u>㉖業務用および事務用コンピュータシステムの運用管理の受託</u></p> | <p><u>⑫貨物自動車運送事業、海上運送事業、港湾運送事業および貨物利用運送事業</u></p> <p><u>⑬自動車の売買、リースおよびレンタルならびに整備業</u></p> <p><u>⑭機械器具設置工事業、電気工事業、土木工事業、管工事業、水道施設工事業およびその他の建設業</u></p> <p><u>⑮損害保険代理店業、旅行業、旅行業者代理業および電気通信事業者の代理店業</u></p> <p><u>⑯飲食店の経営</u></p> <p><u>⑰印刷業ならびに出版物の企画、編集、制作、加工および販売</u></p> <p><u>⑱情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業</u></p> <p><u>⑲コンピュータソフトウェアの開発および売買、コンピュータシステムの運用管理の受託ならびにコンピュータ・コンピュータ周辺機器等の売買、貸借および保守</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「海上運送事業」および「港湾運送事業」を追加明記し、文言を整備</li> <li>・変更案⑪に統合</li> <li>・工事関連事業を変更案⑭として追加明記</li> <li>・変更後の⑫および⑭の附帯事業として位置付ける</li> <li>・変更後の⑮の附帯事業として位置付ける</li> <li>・現行⑲および㉑を変更案⑮として統合し、文言を整備</li> <li>・変更後の⑮の附帯事業として位置付ける</li> <li>・変更案⑮に統合</li> <li>・「出版物の加工」を追加明記し、文言を整備</li> <li>・現行㉕、㉖、㉘および㉙を変更案⑲として統合し、文言を整備</li> <li>・変更案⑲に統合</li> </ul> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備考                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑲コンピュータの導入および利用に関するコンサルティング業務</p> <p>⑳コンピュータおよび周辺機器の売買、賃貸借ならびに保守</p> <p>㉑フロッピーディスク、エムオーディスク、インクリボン、プリンタートナー等の消耗品の売買</p> <p>㉒教育セミナーの開催および出版に関する業務</p> <p>㉓マーケティングリサーチの請負および販売促進活動の企画ならびに広告代理店業</p> <p>㉔労働者派遣事業</p> <p>㉕以上に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</p> <p>(2)不動産の賃貸借および管理</p> <p>(3)工業所有権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡</p> <p>(4)前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</p> <p>(相談役)</p> <p><b>第30条</b> 取締役会は、その決議によって相談役若干名を選定することができる。</p> | <p>㉖企業経営・企業運営に関する教育、研修およびコンサルティングの実施ならびにそれらに関する出版物の発行</p> <p>㉗マーケティングリサーチの請負、販売促進活動の企画および実施ならびに広告代理店業</p> <p>㉘労働者派遣事業</p> <p>㉙以上に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</p> <p>(2)不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業</p> <p>(3)知的財産権の取得、維持、管理、利用等の許諾および譲渡</p> <p>(4)前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</p> <p>(名誉会長および相談役)</p> <p><b>第30条</b> 取締役会は、その決議によって名誉会長1名および相談役若干名を選定することができる。</p> | <p>・変更案㉖に統合</p> <p>・変更案㉗に統合</p> <p>・変更案㉘に統合</p> <p>・現行㉒および㉓を変更案㉖として統合するとともに「研修およびコンサルティングの実施」を追加明記し、文言を整備</p> <p>・「販売促進活動の実施」を追加明記し、文言を整備</p> <p>・「不動産の売買および開発事業」を追加明記し、文言を整備</p> <p>・文言を整備</p> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 大宮 久、大宮 正、柿本敏男、矢野雅晴、松崎修一郎、岡根孝男、中尾大輔、仲尾功一および植田武彦の9氏全員が任期満了となります。

つきましては、取締役9名を選任願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日                       | 略歴および地位<br>●当社における担当<br>・重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式<br>の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 1     | 大宮 久<br>(おおみやひさし)<br>昭和18年6月9日生  | 昭和43年4月 当社入社<br>昭和49年5月 当社取締役<br>昭和57年6月 当社常務取締役<br>昭和63年6月 当社専務取締役<br>平成3年6月 当社代表取締役副社長<br>平成5年6月 当社代表取締役社長<br>平成14年4月 当社代表取締役社長、<br>宝酒造株式会社代表取締役社長、<br>タカラバイオ株式会社取締役会長<br>平成24年6月 当社代表取締役会長、<br>宝酒造株式会社代表取締役会長、<br>タカラバイオ株式会社取締役会長<br>現在に至る<br>・宝酒造株式会社 代表取締役会長<br>・タカラバイオ株式会社 取締役会長                                                                              | 300,250株           | なし                  |
| 2     | 大宮 正<br>(おおみやただし)<br>昭和25年3月18日生 | 昭和47年4月 株式会社富士銀行入行<br>平成12年2月 同行国際部参事役<br>平成12年5月 同行退職<br>平成12年6月 当社入社<br>平成13年4月 当社経営企画室長<br>平成14年4月 当社経営企画統括部長、<br>宝酒造株式会社常務取締役<br>平成14年6月 当社取締役、<br>宝酒造株式会社常務取締役<br>平成16年6月 当社代表取締役副社長、<br>宝酒造株式会社常務取締役<br>平成17年6月 当社代表取締役副社長、<br>宝酒造株式会社専務取締役<br>平成18年6月 当社代表取締役副社長、<br>宝酒造株式会社代表取締役副社長<br>平成24年6月 当社代表取締役副会長、<br>宝酒造株式会社代表取締役副社長<br>現在に至る<br>・宝酒造株式会社 代表取締役副社長 | 320,150株           | なし                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日                            | 略歴および地位<br>●当社における担当<br>・重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式<br>の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 3     | 柿本 敏男<br>(かきもととしお)<br>昭和25年8月9日生      | 昭和48年4月 当社入社<br>平成15年4月 宝酒造株式会社執行役員<br>平成15年6月 同社取締役<br>平成16年6月 同社常務取締役<br>平成22年6月 当社代表取締役副社長、<br>宝酒造株式会社代表取締役副社長<br>平成24年6月 当社代表取締役社長、<br>宝酒造株式会社代表取締役社長<br>現在に至る<br>・宝酒造株式会社 代表取締役社長                                       | 47,000株            | なし                  |
| 4     | 松崎 修一郎<br>(まつざきしゅういちろう)<br>昭和30年9月5日生 | 昭和55年4月 当社入社<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社取締役、<br>宝酒造株式会社取締役<br>平成20年6月 当社取締役、<br>宝酒造株式会社常務取締役<br>平成22年6月 当社取締役、<br>宝酒造株式会社専務取締役<br>現在に至る<br>●事業管理担当、財務・IR担当、経理担当<br>・宝酒造株式会社 専務取締役                                         | 20,000株            | なし                  |
| 5     | 岡根 孝男<br>(おかねたかお)<br>昭和27年6月27日生      | 昭和52年4月 当社入社<br>平成13年4月 当社東京事務所長<br>平成14年4月 宝酒造株式会社東京事務所長<br>平成15年4月 同社東京事務所担当常務付部長<br>平成15年6月 日本合成アルコール株式会社常務取締役<br>平成17年6月 当社総務人事部長、<br>宝酒造株式会社執行役員<br>平成19年6月 当社取締役、<br>宝酒造株式会社取締役<br>現在に至る<br>●総務担当、人事担当<br>・宝酒造株式会社 取締役 | 20,000株            | なし                  |
| 6     | 中尾 大輔<br>(なかおだいすけ)<br>昭和28年10月25日生    | 昭和51年4月 当社入社<br>平成13年6月 当社取締役<br>平成14年4月 宝酒造株式会社常務執行役員<br>平成16年6月 同社取締役兼常務執行役員<br>平成18年6月 同社常務取締役<br>平成21年6月 当社取締役、<br>宝酒造株式会社専務取締役<br>現在に至る<br>・宝酒造株式会社 専務取締役                                                               | 28,000株            | なし                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日                        | 略歴および地位<br>●当社における担当<br>・重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係    |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|
| 7     | 仲尾 功一<br>(なかおこういち)<br>昭和37年6月16日生 | 昭和60年4月 当社入社<br>平成14年4月 タカラバイオ株式会社取締役<br>平成15年6月 同社常務取締役<br>平成16年6月 同社専務取締役<br>平成19年6月 同社代表取締役副社長<br>平成21年5月 同社代表取締役社長<br>平成21年6月 当社取締役、<br>タカラバイオ株式会社代表取締役社長<br>現在に至る<br>・タカラバイオ株式会社 代表取締役社長<br>・宝生物工程(大連)有限公司 董事長                                                                                                                                              | 12,000株    | 欄外(注)<br>2. 参照 |
| 8     | 植田 武彦<br>(うえたたけひこ)<br>昭和15年4月3日生  | 昭和39年4月 第一工業製薬株式会社入社<br>平成2年6月 同社取締役<br>平成7年1月 同社常務取締役<br>平成10年6月 同社代表取締役社長<br>平成16年4月 同社取締役相談役<br>平成16年6月 同社相談役(平成20年6月まで)<br>平成19年6月 当社取締役、<br>宝酒造株式会社取締役<br>現在に至る<br>・宝酒造株式会社 取締役                                                                                                                                                                             | 1,000株     | なし             |
| 9     | 伊藤 和慶<br>(いとうかずよし)<br>昭和36年1月25日生 | 昭和60年4月 当社入社<br>平成16年6月 TAKARA SAKE USA INC. 取締役社長<br>平成18年4月 宝酒造株式会社海外事業本部副部長、<br>TAKARA SAKE USA INC. 取締役社長<br>平成20年4月 宝酒造株式会社常務執行役員海外事業本部長、<br>TAKARA SAKE USA INC. 取締役社長、<br>THE TOMATIN DISTILLERY CO.LTD 取締役会長<br>平成22年4月 宝酒造株式会社常務執行役員海外事業本部長、<br>THE TOMATIN DISTILLERY CO.LTD 取締役会長<br>現在に至る<br>・宝酒造株式会社 常務執行役員<br>・THE TOMATIN DISTILLERY CO.LTD 取締役会長 | 10,000株    | 欄外(注)<br>3. 参照 |

(注) 1. 「略歴および地位」ならびに「重要な兼職の状況」について

- 当社子会社の役職に関しては、当社の重要な子会社(事業報告1.(5)「重要な子会社の状況」に記載)における重要な職務を記載の対象としております。
2. 当社は、タカラバイオ株式会社に当社保有商標の使用を許諾しております。
  3. 当社は、THE TOMATIN DISTILLERY CO.LTDに金銭を貸し付けております。
  4. 植田武彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、その幅広い見識ならびにこれまでの経営者としての豊富な経験および当社の社外取締役としての経験が、当社の経営体制の一層の充実にも有用であると判断し、社外取締役候補者となりました。
  5. 植田武彦氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。なお、同氏は、当社取締役就任前、上記略歴欄に記載したとおり第一工業製薬株式会社の業務執行者でありました。現在、同社は当社の子会社との間で取引がありますが、その規模は軽微なものであります。
  6. 植田武彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

7. 当社は、植田武彦氏との間で会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案において同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 半田邦博氏が任期満了となり、監査役 友村秀夫および香川孝三の両氏が辞任されます。

つきましては、監査役3名を選任願いたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日                        | 略歴および地位<br>・重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 1     | 上田伸次<br>(うえだしんじ)<br>昭和28年1月24日生   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成13年6月 当社秘書室長<br>平成14年4月 当社秘書室長、<br>宝酒造株式会社秘書室長<br>現在に至る                                                                                                                                                             | 5,021株     | なし          |
| 2     | 三枝智之<br>(みえだともゆき)<br>昭和31年6月20日生  | 昭和56年4月 農林中央金庫入庫<br>平成13年1月 同金庫秋田支店長<br>平成14年7月 同金庫開発投資部副部長<br>平成15年7月 同金庫人事部副部長<br>平成17年7月 同金庫福岡支店長<br>平成19年6月 同金庫資金為替部長<br>平成20年6月 同金庫業務監査部長兼<br>主任業務監査役<br>平成23年6月 同金庫監事<br>現在に至る                                                  | 0株         | なし          |
| 3     | 山中俊人<br>(やまなかとしひと)<br>昭和36年1月26日生 | 昭和59年4月 株式会社富士銀行入行<br>平成18年10月 株式会社みずほ銀行目黒支店長<br>平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行<br>金融・公共法人管理部長、<br>金融・公共法人ユニット統括役員付<br>コーポレートオフィサー、<br>ヒューマンリソースマネジメント部専事役<br>平成22年4月 株式会社みずほ銀行札幌支店長<br>平成24年4月 同行営業店業務第三部長<br>平成25年4月 同行グループ人事部審議役<br>現在に至る | 0株         | なし          |

- (注) 1. 三枝智之氏は、社外監査役候補者であります。同氏につきましては、その幅広い見識ならびに金融機関における長年の業務経験が、当社の監査体制の一層の充実に有用であると判断し、社外監査役候補者としてしました。また、同氏はこれまで会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
2. 三枝智之氏は、上記略歴欄に記載したとおり当社の特定関係事業者（主要な取引先）である農林中央金庫の業務執行者でありました。



3. 本議案において三枝智之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 三枝智之氏は、平成25年6月26日をもって農林中央金庫監事を退任する予定であります。
5. 山中俊人氏は、社外監査役候補者であります。同氏につきましては、その幅広い見識ならびに金融機関における長年の業務経験が、当社の監査体制の一層の充実に有用であると判断し、社外監査役候補者としてしました。また、同氏はこれまで会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
6. 山中俊人氏は、上記略歴欄に記載したとおり当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほコーポレート銀行の業務執行者でありました。
7. 本議案において山中俊人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
8. 山中俊人氏は、平成25年6月26日をもって株式会社みずほ銀行グループ人事部審議役を退任する予定であります。

## 第5号議案 買収防衛策の継続にあたり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合の対抗措置の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社および当社グループの企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入し、その後、平成22年6月29日開催の第99回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき、現在に至っております。

本プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっておりますので、当社は、平成25年5月9日開催の取締役会において、本プランを継続することを決議し、同日公表いたしました。本プランの継続は、本総会において本議案が承認されることを条件として、その効力が発生するものとなっておりますので、株主の皆様にお諮り申し上げる次第であります。なお、本プランの継続にあたり、当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組みの一部および表現等の形式面を変更しておりますが、本プランの実質的な内容についての変更はありません。

本プランでは、対抗措置の発動の判断は、原則として株主総会の決議により行われますが、大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとしております。

つきましては、かかる場合における対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任することをお願いするものであります。

なお、本プランの具体的な内容につきましては、下記のとおりであります。

## 当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）

## 1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様との判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様との共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求してまいりました。このような取り組みを通じて、当社グループは、酒類・調味料事業を安定的な収益基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のある成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオを築いてきましたが、この事業ポートフォリオをベースに、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立するため、平成23年には、10年間の長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」を策定しました。「TaKaRaグループ・ビジョン2020」では、「国内外の強みを活かせる市場で事業を伸ばし、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立する」ことを経営目標に、技術に裏付けられた安心・安全な商品やサービスを世界中にお届けするとともに、医療の進歩に貢献し、世界の人々の暮らしを豊かなものにしていくことを通じて、当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様にも事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となるのが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

## (2) 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療事業）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

### ●酒類・調味料事業（宝酒造グループ）：

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを下支えする事業として、国内における収益力の強化に努める。同時に、海外において積極的に事業拡大を図る。

### ●バイオ事業（タカラバイオグループ）：

タカラバイオグループの収益基盤である遺伝子工学研究事業のさらなる事業拡大を進めるとともに、医食品バイオ事業を第2の収益事業へと育成する。同時に、これらの事業から得た収益を遺伝子医療事業に投入し、遺伝子治療の商業化に向けた臨床開発プロジェクトを積極的に推進することで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

### ●健康食品事業（宝ヘルスケア株式会社）：

タカラバイオの研究に裏付けられた健康食品および健康食品素材について、通信販売やB to B市場における売上拡大を図り、将来の成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、平成25年5月9日現在、当社は、9名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成25年5月9日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取り組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

## 2. 本ブランド導入・継続の目的

当社は、前記1. (1) のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、

当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております（本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。）。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3.（4）をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3.（1）において定義します。）が大規模買付ルール（後記3.（1）において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

その後、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、本プランの継続をご承認いただいで以降、平成25年5月9日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

### 3. 本プランの内容

#### （1）本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注1）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じとします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。））、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者

をいいます。)を意味し、以下同じとします。

(注2)「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記(注1)の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとし、②特定株主グループが、前記(注1)の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいい、以下同じとします。

(注3)「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

## (2) 大規模買付ルールの内容

### ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること

② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日(後記イにおいて定義します。以下、同じとします。)から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案(後記イにおいて定義します。以下、同じとします。)の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

(b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合(以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。)、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとし、)が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

### イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為(以下「買付提案」といいます。)の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)を当社取締役会に提出しなければならないものとし、

当社取締役会は、当社株主の皆様との判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとし、

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ並びに買付提案等に関する情報(以下「必要情報」といいます。)を、以下の(a)乃至(j)に規定する大項目からなるリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める情報は、当社株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとし、

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、後記(3)ア(イ)のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係
- (j) コーポレート・ガバナンスへの取り組み及び考え方

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間（後記ウにおいて定義します。以下、同じとします。）の開始日（以下「検討期間開始日」といいます。）として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日（以下「初回情報提供日」といいます。）から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様への旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様への意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記(3)イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

#### ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間（以下「検討期間」といいます。）は大規模買付行為を開始してはならないこととします（大規模買付ルール②(a)）。なお、検討期間の延長は行わないものとしますが、後記エのとおり、買付提案に変更があった場合には、変更買付提案（後記エにおいて定義します。以下、同じとします。）に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、新たな検討期間を設けるものとします。かかる場合には、変更前の買付提案に係る検討期間開始日から30営業日を超えて検討を行うことがあります。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします（後記エに従って新たな検討期間が設定される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表します）。大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとしますが、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします（大規模買付ルール②(b)）。

#### エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合（以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。）、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様判断のために必要と認められる場合には、変更買付提案を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、外部専門家の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。

なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様はその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

変更買付提案に係る検討期間は、検討期間開始日から最大30営業日以内とし、当社取締役会は、変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断に関する決議が終了した場合には、当該決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします。

もともと、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、外部専門家の意見、助言等も参考にして、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、

変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

### (3) 大規模買付者への対応

#### ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。）の内容等について評価検討を行うこととします。

##### (ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、決議の結果を公表するとともに、当社取締役会としては、特段の措置はとれません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくことになります。

##### (イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記1. (1) 記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記(2)ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うこととめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。



#### イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付者が検討期間経過前、若しくは、株主意識確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意識確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

#### (4) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様へ割り当てられる新株予約権の概要は、後記(5)「新株予約権の概要」とおりとします。

#### (5) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は、別紙2に規定するとおりです。なお、別紙2に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

### 4. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

#### (1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

#### (2) 株主意識確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様にご与える影響

前記3.(3)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意識確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意識確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。

#### (3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられますこととなります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することになります(ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないこととなります。)

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置を発動する必要がなくなった場合には、本新株予約権の無償割当てに関する決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日より前までの間に、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日前までの間に、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値が希薄化することを前提として当社株式の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害が生じる可能性がありますので、十分ご注意ください。

#### (4) 対抗措置の発動時において株主の皆様が必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様へ本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様へ、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

## 5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっております。

(3) 株主の皆様を意思を反映するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様が意思が反映されています。また、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案をいただき継続しております。さらに、今回の継続につきましては、平成25年6月27日開催予定の当社第102回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案をご承認いただくことを条件としており、その継続にも株主の皆様が意思が反映される仕組となっております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様が十分に反映できる内容となっております。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6. (2)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

## 6. その他

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。その後も本プランを継続する場合には、平成28年に開催される当社定時株主総会において、改めて、株主の皆様へ、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

(2) 本プランの改廃

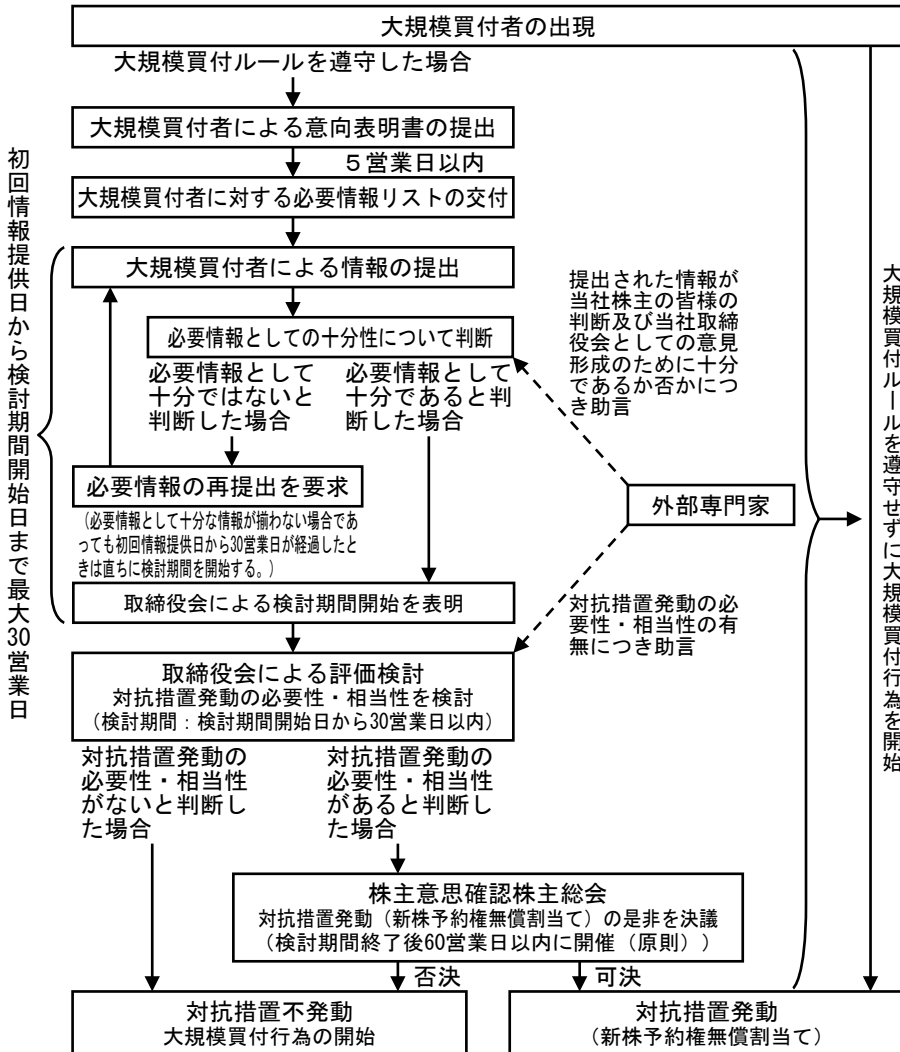
本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。また、本プランは、当社株主総会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

なお、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以 上

＜大規模買付ルール＞

- ① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
- (b) 株意思確認株主総会が開催される場合には、株意思確認株主総会が終了するまで、大規模買付行為に着手してはならない



## 別紙2 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等  
当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。
2. 本新株予約権の総数  
割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。
3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日  
本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。
6. 本新株予約権の行使条件  
大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。
7. 本新株予約権の譲渡による取得  
本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。
8. 本新株予約権の行使期間  
当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。
9. 本新株予約権の取得の条件  
当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。  
また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があるものとします。
10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行  
新株予約権証券は、発行しないものとします。
11. その他  
その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以 上

(ご参考) 平成25年3月31日現在の大株主の状況

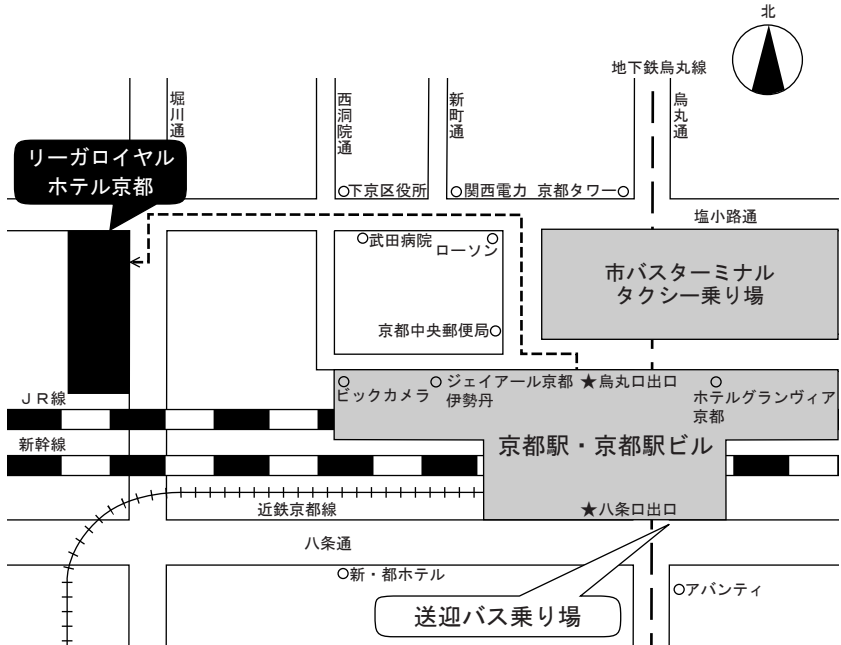
| 氏名又は名称                        | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式総数に対する<br>所有株式数の割合(%) |
|-------------------------------|--------------|----------------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)   | 13,906,000   | 6.39                       |
| 株式会社みずほコーポレート銀行               | 9,738,000    | 4.47                       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口) | 9,705,000    | 4.46                       |
| 農林中央金庫                        | 9,500,000    | 4.36                       |
| 明治安田生命保険相互会社                  | 5,370,000    | 2.47                       |
| 株式会社京都銀行                      | 5,000,000    | 2.30                       |
| 国分株式会社                        | 3,489,500    | 1.60                       |
| 宝グループ社員持株会                    | 3,216,155    | 1.48                       |
| 日本アルコール販売株式会社                 | 3,000,000    | 1.38                       |
| 三井住友信託銀行株式会社                  | 2,753,000    | 1.26                       |
| 計                             | 65,677,655   | 30.17                      |

(注1) 上記の他、当社は自己株式14,833,716株(発行済株式総数に対する割合6.81%)を保有しております。

(注2) 「三井住友信託銀行株式会社」の所有株式数には、信託業務に係る株式数は含んでおりません。

MEMO

## 株主総会会場ご案内図



- ◎京都駅烏丸口出口（市バスターミナル側）より塩小路通を西に歩いて約10分です。
- ◎なお、京都駅八条口出口（新幹線口）付近からリーガロイヤルホテルまでの無料送迎バスサービスはございますが、輸送人員に限りがありますので、できる限り徒歩でお越しくださいますようお願い申し上げます。